

生活道路における自動車の法定速度が引下げ

改正道路交通法施行令の施行により、令和8年9月1日から「生活道路」における自動車の法定速度が **60km/h** から **30km/h** に引き下げられます。

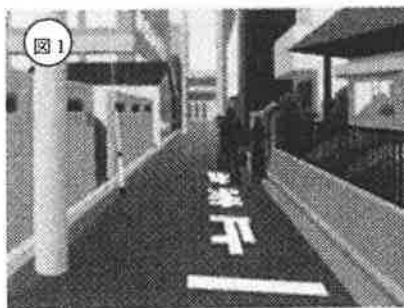
「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線や中央分離帯などがない道路のことです。(図①)

※ 下記1.～3.の法定速度は引き続き **60 km/h**です。

1. 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路 (図②)
2. 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路 (図③)
3. 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの(料金所や一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当)
4. 自動車専用道路 (↓以下の場合に注意 (図④))

※道路標識等により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度になります。

運転する際は、その道路で決められている速度を守り、安全運転を心がけましょう！



杵築日出警察だより

令和8年
8月号

発行
杵築日出警察署
☎0977-72-2131



子どもの交通事故防止



夏休みは、子ども達にとって、行動範囲が広がり交通事故が起きやすくなります。子どもは夢中になると、周囲の状況が目に入らなくなり、急に道路に飛び出すなどの危険な行動をとりがちです。子どもの特性を理解し、夏休み中の交通事故を防止しましょう。

横断歩道を渡るとき

- 横断歩道を渡るときは、手をあげるなど、ドライバーに横断する意思を示しましょう。
- 自動車が進んでから渡りはじめ、横断中も周囲の状況をよく確認しましょう。
- ドライバーに会釈するなど、感謝の気持ちを伝え、思いやりの連鎖を繋げていきましょう。

自転車に乗るとき

- 自転車は車の仲間です。信号機、一時停止、左側通行等の交通ルールを守りましょう。
- 自分の命を守るために、ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車事故の多くは交差点で発生しています。交差点では、必ず安全確認をしましょう。